

【関東地区】 点検チェックリスト

仮倉庫補償

LASS 一般社団法人
社会資本整備支援機構
Infrastructure Adjustment Support System

【凡例】

○ 標準書

損失補償算定標準書 通損編 令和5年度版

関東地区用地対策連絡会

編著 国土交通省関東地方整備局

算定年月日	R5.4.1	算定者	〇〇 〇〇
採用単価	令和5年度	消費税等相当額の補償要否	要

仮倉庫補償金調査算定書							((1. 又は2.)+3.)
							¥99,000.-
建物番号	※2 2	住所	※3 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3			氏名	※3 〇〇 〇〇
自家・借家・借間・配偶者居住権の別	※4 自家	移転工法	※5 曳家	補償期間	※6 3	現在家賃(月額)	※7 -
						返還されない権利金等一時金相当月	※8 -
[仮住居等面積](㎡)		現在の使用面積(㎡)	※9 特記事項				
30.00 ㎡		30.00 ㎡	補償期間3ヶ月＝曳家工事期間2ヶ月＋工事前後の準備期間1ヶ月 1㎡当たりの保管料は見積による。				
1. 賃借により仮倉庫を確保する場合						(90,000)	¥90,000.-
① 所要面積	② 1㎡当たり保管料	①×②	③(①×②の査定額) 標準家賃(月額)		④ 補償期間(月)	⑤ 荷役料	(③×④)+⑤ 補償額
※10 30.00 ㎡	※11 1,000	(30,000)	※12 30,000		※6 3.0 ヶ月	※13	(90,000) 90,000
※14 2. 賃借により仮倉庫を確保することが著しく困難な場合							¥0
土地を取得する場合	① 仮設建物の建設費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ その他控除額	/		①+②-③-④ 補償額
							0
土地を使用する場合	① 仮設建物の建設費等	② 撤去費	③ 発生材価格	④ その他控除額	/		①+②-③-④ 補償額
							0
3. 消費税等相当額							¥9,000.-
消費税等課税対象額 (各補償額の上段()書)		90,000	×	税率 10%	=	9,000	

※1 標準家賃(月額)が10,000円未満のときは10円未満を、10,000円以上のときは100円未満を切り捨てるものとする。

※2 2.賃借により仮倉庫を確保することが著しく困難な場合における①仮設建物の建設費等には電気、水道等の附帯施設に要する費用及び敷地の借入に要する費用を含む。

チェックリスト

仮倉庫補償金調査算定書

チェック項目	No	チェック事項		備考	
共通事項	※1	<input type="checkbox"/>	指定の様式(様式第2号)表を使用する。		
建物番号	※2	<input type="checkbox"/>	建物移転料算定表等から仮倉庫を要する建物番号を転記する。		
住所・氏名	※3	<input type="checkbox"/>	住所及び氏名が住民票等の公的書類、その他作成調書類と一致しているか確認する。		
自家・借家・借間 ・配偶者居住権の別	※4	<input type="checkbox"/>	所有や使用の状況より判断し、記載内容を確認する。		
移転工法	※5	<input type="checkbox"/>	移転工法検討書等より転記する。		
補償期間	※6	<input type="checkbox"/>	通損編P30より建物移転工事期間に前後の準備期間を加えたものとし、非木造建物については工事工程表より求めるものとする。		
現在家賃(月額)	※7	<input type="checkbox"/>	借家・借間の場合は賃貸借契約書並びに居住者調査表の家賃の欄から転記する。		
返還されない権利金等 一時金相当月	※8	<input type="checkbox"/>	標準家賃単価算出表等で認定した、認定月数とする。		
特記事項	※9	<input type="checkbox"/>	必要に応じて、補償期間の内訳等を記載する。		
仮倉庫を確保する場合	所要面積	※10	<input type="checkbox"/>	商品、機械その他の動産は2t積貨物自動車1台分当り(7㎡)を6.5㎡として算定する。 (仮倉庫に要する動産÷7×6.5=所要面積) ただし2t車貨物自動車以外を使用する場合は適正に算定した面積とする。	
	1㎡当たり保管料	※11	<input type="checkbox"/>	標準家賃単価算出表等から1㎡当たり保管料を記載する。	
	標準家賃(月額)	※12	<input type="checkbox"/>	【※10×※11】の計算された額になっているか。 10,000円未満は10円未満を10,000円以上は100円未満が切り捨て。	
	荷役料	※13	<input type="checkbox"/>	当該地域における荷役料を基準として、必要に応じて計上する。	
仮設倉庫に保管する場合	※14	<input type="checkbox"/>	動産を一時保管をする場合において、委託すべき倉庫業者等がないときは仮設倉庫(プレハブハウス等)を賃借りする費用を補償する。		
		<input type="checkbox"/>	賃借りが不可能な場合は、仮設建物を新設する方が経済的かつ合理的と認められるときは、新設による方法で算定する。		